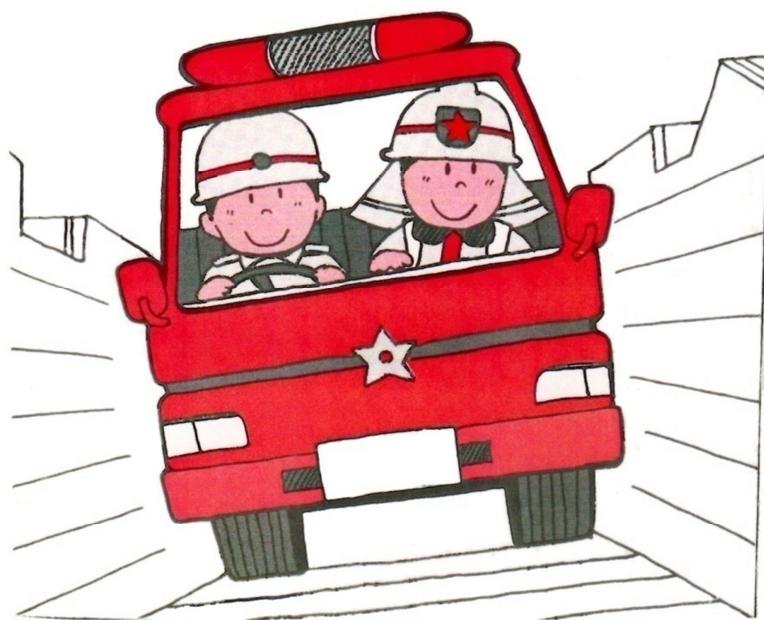


消防団員

安全管理・活動マニュアル



射水市消防団

令和8年1月

消防精神

天裂地崩不足駭
猛火洪水何逡巡
吾等使命在此際

任侠一片当挺身
勇敢沈着亦機敏

發揮消防大精神

天が避けようと地が崩れようと驚きも
せず、大火になろうとも台風大雨がこようと
も何で躊躇（ためらう）うものか。
消防はこんなときこそ勇敢で慌てず、すば
やく活動することができるのだ。

もうかこうずいなんぞしゅんじゅんせん

われらのしめいこのときにあり

にんきよういつへんまきにみをていすべし

これが消防のモットーであり、即ち、人の
心理とするものであり、これが消防の大精神
である。

ゆうかんちんちやくまたきびん

はつきせんしょうぼうだいせいしん

松口月城 昭和三十年四月一日

はじめに

消防団は、地域住民の最も身近な防災機関として、市民の生命・身体・財産を保護するという崇高な目的を持った究極のボランティア団体といえます。

しかし、消防団員の身分は、非常勤特別職の地方公務員であり、条例で定められた報酬や出場手当等が支給されています。

また、活動中の万一の事故に備えて、公務災害補償や福祉共済による補償を受ける事ができます。

このような消防団員には、その目的をより完全な形で果たすために、知識・技術を習得することは勿論のこと、担当地域の隅々まで精通し郷土愛護の精神に基づいて、地域防災の要として活動することが期待されています。

また、崇高な目的の下に集う者たちが、その意義や厳しい訓練を通して人間的に成長していく、人間道場としての一面もあります。

従って消防団員は、日常生活においても市民の皆さんから尊敬を以って見られるよう自らを律し、市民のモデルとなるよう行動することが期待されています。

加えて、消防団はあらゆる活動を通じて、それぞれの地域の防災力向上のために常に先頭に立って邁進し、市民のより一層の安全、安心の確保に努力しなければなりません。

この「安全管理・活動マニュアル」では、すべての消防団員が「自分の命、家族の命を守る」ことを最優先した行動を原則として、災害出動時の現場における活動要領を示すとともに、安全管理について具体的にまとめたので、活動時の参考としてください。

平成27年2月作成
令和8年1月改訂
射水市消防本部

« 目 次 »

I 平常時の活動

1 広報活動	• • • • •	1
--------	-----------	---

2 訓練等	• • • • •	1
-------	-----------	---

II 非常時の活動

1 火 災 編

(1) 火災発生時の基本活動手順	• • • • •	3
(2) 出動時の留意事項	• • • • •	4
(3) 現場到着時の留意事項	• • • • •	4
(4) 放水活動時の留意事項	• • • • •	5
(5) 林野火災時の留意事項	• • • • •	7
(6) 残火処理の留意事項	• • • • •	8
(7) 現場引揚時の留意事項	• • • • •	8
(8) 活動報告時の留意事項	• • • • •	8

2 風 水 害 編

(1) 河川警戒時の留意事項	• • • • •	9
(2) 浸水災害時の留意事項	• • • • •	9
(3) 土砂災害時の留意事項	• • • • •	10
(4) 暴風災害時の留意事項	• • • • •	11
(5) 積雪時の留意事項	• • • • •	11

3 地 震 編

(1) 地震発生時の基本行動手順	• • • • •	12
(2) 発生直後の留意事項	• • • • •	13
(3) 非常参集時の留意事項	• • • • •	13
(4) 参集後の行動	• • • • •	14
(5) 津波警報発令時の留意事項	• • • • •	14

4 そ の 他

(1) 国民保護計画への対応	• • • • •	16
(2) 原子力災害への対応	• • • • •	16
(3) 消防団参集基準	• • • • •	17
(4) 消防団火災出動区域	• • • • •	18
(5) 水防警報発令時の対応について	• • • • •	19
(6) 警戒レベル発令時の対応について	• • • • •	20
(7) 消防団活動報告	• • • • •	21

I 平常時の活動

1 広報活動

火災予防の啓発のため、団員2名以上が消防ポンプ車に乗り、警鐘又は広報メッセージを放送しながら分団管轄を巡回広報するもので、次の種別がある。

	広報種別	広報内容
(1)	無火災推進の日	毎月1日、15日を「無火災推進の日」と定め、巡回広報するもの
(2)	火災予防運動	春季火災予防運動 3月20日～3月26日 秋季火災予防運動 11月9日～11月15日 期間中に巡回広報するもの
(3)	火災注意(警)報発令	空気が乾燥し、最大風速が7m以上日の日で市内に「火災注意(警)報」が発令された時広報するもの
(4)	林野火災注意(警)報発令	長期間降水量が少なく乾燥し、市内に「林野火災注意(警)報」が発令された時広報するもの
(5)	歳末消防警戒	通常警戒 12月21日～12月28日 巡回広報するもの 特別警戒 12月29日～12月31日 団員を屯所に待機させ、巡回広報および夜間の警戒にあたる
(6)	その他	市内で火災が連続して発生した時 国・県内で特殊な災害が発生した時広報するもの その他イベント等での宣伝広報

※車両の運行は平常時の活動は2名以上、緊急走行を必要とする活動は原則3名以上で行う。

※出動、帰所時は無線等にて消防本部に連絡する。

2 訓練等

(1) 消防ポンプ車等取扱い訓練

分団に配備されている消防ポンプ自動車、消防資器材等の取扱い及び点検を定期的に行うもの。

(2) 火災防ぎよ訓練

密集地や事業所で火災が発生した事を想定して、消防署の策定した消防訓練に参加するもので、水利部署から放水するまでの活動要領、および消防署隊や他の分団との放水連携を確認するもの。

(3) 操法訓練

消防団員の士気高揚と、消火技術の向上を図る事を目的として行うもの。

射水市大会は、毎年6月に市内26分団が参加して開催され、ポンプ車と6人の団員で隊編成して、火災現場に即した実践的な想定と実施要領で、消火するまでの所要タイムと動作について競技を行っている。

富山県大会は、毎年7月に県内各地区の代表分団が参加して開催され、ホース延長など基本的な操作要領に基づいて、消火までの所要時間と動作の確実性を審査する競技会で、優勝チームは全国大会に出場する。

(4) 自主防災訓練

大規模災害が発生した時に、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、地域の自助・共助力を養成するため、地域振興会と自治会(町内会)が主催する防災訓練において、避難誘導、初期消火、救出救護訓練など、住民と連携した訓練を通して、地域防災力の向上を図るもの。

(5) 体育訓練

消防団員の体力向上とチームワークの形成、及び分団員相互の親睦を図ることを目的として、方面団単位で毎年1回実施されているもの。

パークゴルフやボウリング等を種目として多くの団員が参加し、個人戦と団体戦が競技されている。

(6) 消防出初め式

新年の恒例行事として1年間の無火災祈願と、消防団員の士気高揚のため、消防団、消防本部及び消防関係機関が一堂に集まり、各部隊の分列行進、一斉放水および式典を行うもの。



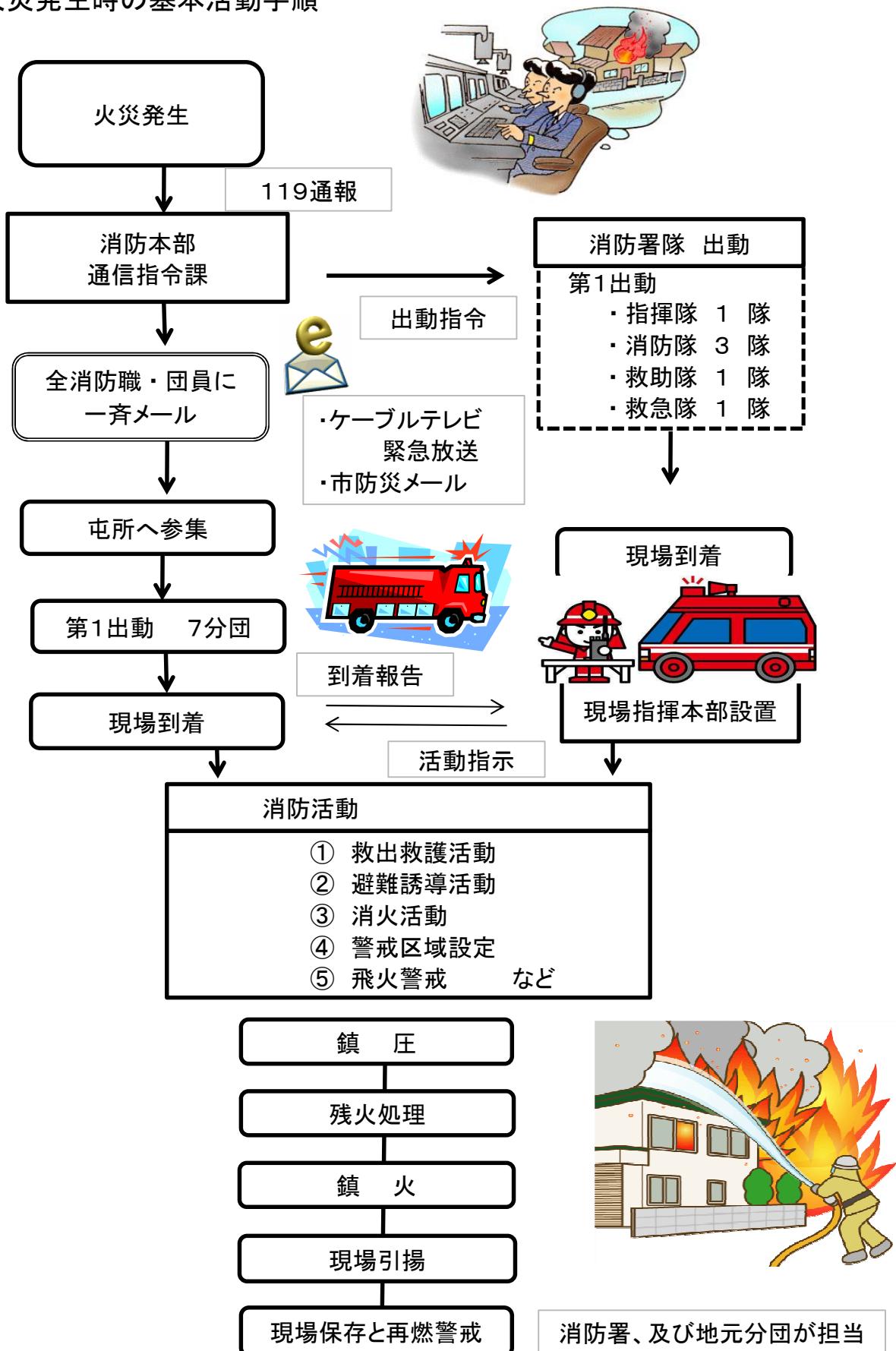
(7) 各種研修会

消防団員の教育一環として、新入団員や階級により、安全管理や、機関員養成、特殊災害講演会など、県消防協会や消防本部が定期的に主催する研修会に参加するもの。

II 非常時の活動

1 火災編

(1) 火災発生時の基本活動手順



(2) 出動時の留意事項

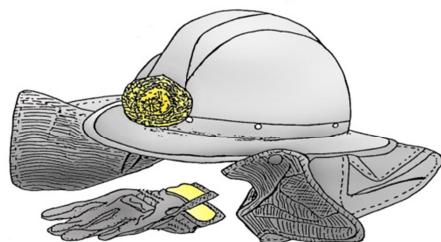
《出動区域》

- ① 出動は、射水市消防災害防ぎよ活動規程に定める区域とし、第1出動区域で火災を覚知した場合は直ちに出動、第2出動区域は屯所に参集し、消防本部からの出動指令により出動、第3出動区域は自宅にて待機するものとする。
- (P18 消防団火災出動区域 参照)

《乗車人員・服装》

- ② 出動時に消防ポンプ車に乗車する隊員は3名以上とし、隊長は無線等で消防本部に出動した旨を連絡するものとする。
- ③ 服装は、防火衣、防火帽、防火用ゴム長靴及び防火手袋とし、直接現場へ自家用車等で出動した場合も、防火用護品を装備した上で活動するものとする

注:自家用車運転時は、交通ルールを厳守のこと



《緊急走行》

- ④ 緊急走行時は交通関係法規等を遵守し、必要に応じて拡声器やモーターサイレン等を使用し、一般車両や歩行者に注意を喚起しながら安全第一に走行する。



- ⑤ 赤信号の交差点を通過する場合は、優先通行権を過信することなく、一時停止又は徐行し乗車員全員で安全を確認する。

(3) 現場到着時の留意事項

《現場指揮本部への報告》

- ① 隊長は、現場到着後直ちに現場指揮本部(消防署隊)へ、車両停車位置を合わせて到着報告し、活動指示を受ける。



《水利部署》

- ② 水利部署は、原則として防火水槽又は自然水利に部署し、消火栓の水圧低下に留意する。

※消火栓への部署が考えられる場合

- ・現場指揮本部から指示を受けた時

- ・最先着隊として現着し、直近水利が消火栓の時

- ③ 水利部署時は、吸管伸長、ホース延長等の行動が競合し衝突する危険があるので、他の隊員の行動に注意する。

- ④ 交通頻繁な道路に水利部署する時は、進行方向に向かって停車し、反対車線での作業は控える。また、交通監視員を配置し誘導棒や警笛等を用いて安全確保する。

- ⑤ 防火水槽等の蓋は、転落防止のため吸管伸長後に開け、それを移動する時は障害とならない位置に置く。

- ⑥ 消火栓のスピンドルを開放する時は、急激に水が噴出す場合があるので徐々に回し、閉鎖する時も徐々に回し配管への負担を軽減する。

- ⑦ 防火水槽等の蓋を持ち上げる、または降ろす時は、手足を挟まれないよう注意する。

- ⑧ 吸管投入後は、ロープの展張、ラバーコーン等により防火水槽への落下防止措置をとる。

- ⑨ 河川に吸管を投入する時は、流水の速さと深さに注意し、転落に注意して必要以上に河川に踏み込まない。また、吸管の浮き上がりに注意する。

(4) 放水活動時の留意事項

《ホース延長：隊員》



- ① ホースの延長は、周囲や前方の通行人・車両などの障害に注意し、なるべく広い場所で延長してから筒先部署する。

- ② ホース延長する場合、結合確認を確実に行いホースの折れ、ねじれの無いようにする。
- ③ 軒下等は落下物の危険があるので、火災建物と平行にならないよう延長する。
- ④ ホースブリッジを使用する時は、設置する段階から撤収まで監視員を配置して交通安全に留意する。

注：現在使用しているホースは、内側をゴムや合成樹脂でコーティングしてあり、水が染み出さないので、通水しても外側が燃えることがある

《送水：機関員》

- ⑤ 機関員は放水位置、ホース本数を確認して送水圧力に注意すると共に、送水中は常に計器(流量計)類を監視する。
- ⑥ 予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停止できる態勢で送水する。
- ⑦ 筒先部署までに時間を要する場合、又は位置が確認できない時は、トランシーバーを活用するか、「放水始め」の伝令を待って送水する。

《注水：隊員》

- ⑧ 筒先の保持は2名以上とし、ノズルの開閉は徐々に行い、反動力に耐えられるよう前傾姿勢をとる。



- ⑨ 熱せられた壁面やシャッターに注水した水が、熱気、熱湯になり跳ね返る危険があるので、注水は防火帽のシールドを下ろし、噴霧等を適切に使用して行う。
- ⑩ 建物の両方向から注水する場合は、他隊筒先員へ誤って注水しないよう注意する。
- ⑪ 放水中に筒先を放すと危険なため、高圧注水に耐えられない時は壁体等の工作物で身体を確保したり噴霧注水とする。
- ⑫ 噴出しているガスが炎上している場合、ガスコックでガスの遮断を優先する。ガス遮断が不可能な場合は、周囲への延焼防止を主眼とする。
- ⑬ 火災建物への屋内進入は、個人装備の整った消防署隊に任せ、不用意に進入しない。
- ⑭ 積載はしごを架ていする位置は、平坦で堅固な場所を選定し、必ずはしごの確保員を配置して、架てい角度は75度とする。
- ⑮ ガラスを破壊する時は、とび口等を活用し上部から徐々に破壊し、窓枠のガラス片は完全に除去する。
- ⑯ 筒先を移動する時は、足元の状況、高所からの落下物等を確認して行う。

- ⑯ ソーラーシステムの設置された住宅火災では、建物へのストレート放水は感電の可能性があるので、噴霧放水とする。
- ⑰ 破壊が進んだり、取り外した太陽電池でも光を受けると発電するため、感電の可能性がある。

《消防警戒区域の設定》

現場指揮本部から火災現場における消防活動のため、警戒区域の設定指示を受けた場合、署隊に協力して警戒ロープ等により設定し、当該区域への出入りの禁止若しくは制限を行う。

《ウォーターハンマー現象に注意》

放水中に水の流れを急に止めると、水の流れが瞬間に圧力エネルギーとなって、ポンプやホースに衝撃を与える。その衝撃をウォーターハンマーといい、衝撃が大きい場合ポンプを破損してしまう事もある。

(5) 林野火災時の留意事項

- ① 進入は、できる限り焼け跡や稜線を選び、谷間には進入しない。
- ② 気象条件の変化により延焼状況が急変する場合があるので、監視員を置き常に状況把握に努めるとともに、必ず退路を確保する。
- ③ 樹木の枝、切り株等の突出物が多いので、つまづき、すべり、転倒等に注意する。
- ④ 背負い式水のうで消火する時、延焼や飛び火等により退路を断たれる危険があるので、周囲の下草等に予備注水しながら行動する。
- ⑤ 傾斜地上方でホース延長により注水を行う時は、火煙、気象等の状況を考慮し、安全を確認してから行う。
- ⑥ 火元に近づきすぎず、燃え移りやすい場所を優先的に消火する。また、スコップ等で火たたきによる消火を行う時は、無造作に行うと周囲に火の粉が飛散して火災を拡大させ、退路を断たれる恐れがあるため、未燃焼部から延焼していく火災に向かって行う。
- ⑦ 林野火災は、長時間活動が予想されるので、活動を随時交代し、適宜水分等を補給して、熱中症に注意する。

(6) 残火処理の留意事項

- ① 火災が鎮圧後の残火処理は、原則として消防署隊及び地元分団が行う。
- ② 堆積物に火が残っている時は、掘り返し、除去しながら筒先を差し込んで消火する。
- ③ 防水シート等を活用し水損防止を図る。

- ④ 瓦等を排除する時は、活動隊に周知すると共に一時退避させてから実施する。
- ⑤ 屋内で作業する時は、上階の崩落、床の抜け落ち、釘等による踏み抜きに十分注意する。また、焼け落ちた電線及び電気コードは、感電の恐れがあるので触れないようにする。

(7) 現場引揚時の留意事項

- ① 使用した防火水槽の給水や蓋の確認を行う。
- ② 使用資機材を撤収し、走行中落下しないよう確実に積載する。
- ③ 現場活動による疲労のため、注意力が散漫になる事があるので、交通法規を遵守し交通事故防止に万全の注意を払う。
- ④ 帰所後は、直ちに資機材の積み替えを行うとともに、残水を排除しドレンコック等を確実に閉鎖する。冬季間は凍結防止措置を行う。
- ⑤ ポンプ車、ホース等使用機材の洗浄・点検及び積載品、燃料、オイル等の補給をする。

《火災防ぎよ時、身を守るポイント》

ア 活動時は必ず上方を確認する

瓦や焼け残り物、窓ガラス等が破損落下する危険がある。とび口やストレート注水により、あらかじめ落下させる。また、建物の倒壊危険も考慮し、必要によっては監視員をおく。

イ 建物構造による危険要素を認識する

火災の中期以降は、2階の床が落下する恐れがあるため、とび口等で梁や床の強度を確認して行動する。また、ベランダや手すり等に乗り移る場合、強度や腐食を確認する。

(8) 活動報告時の留意事項

活動を終えたら、様式「消防団活動報告」にて消防署へ報告する。

※この報告は、災害活動全般に準用する。

(P21 消防団活動報告書 参照)

2 風水害編

(1) 河川警戒時の留意事項

- ① 水位周知河川(庄川、小矢部川、下条川、和田川、新堀川)において、大雨等で氾濫注意水位(水防団の出動目安となる水位)を超えたとき、管轄分団は広報及び河川警戒に当たる。
(P19 水防警報発令時の対応について 参照)
- ② 河川警戒は、救命胴衣を着用し必ず2人以上で行う。
- ③ 堤防の法面は滑りやすいので注意し、決壊等の急変に備え常に退路を念頭におきながら行動する。
- ④ 強風、突風によって河川に転落しないよう注意する。
- ⑤ 増水時は川岸に近づかない。夜間警戒は防水装備や照明機器を活用する。



(2) 浸水災害時の留意事項

- ① 浸水により危険物や毒劇物が流出する事があるので、特に工場や研究機関等の周囲では、水の色・臭気に気をつける。
- ② マンホールの吹き出しによる受傷危険や、マンホール蓋の移動による転落危険があるので十分注意する。



- ③ 車両で警戒する時は、道路の陥没や路肩の崩れ等も考えられるので、周囲に注意して慎重に走行する。

« 積土のう »

防水シートと積載はしご、その他付近にある木材、石材等を活用して要所にせき止めを行って、流水方向の変換又は家屋等への浸水防止のために行う。

- ④ 浸水地の避難誘導は、無理に屋外への誘導は行わず、2階以上の安全な場所への垂直避難を促す。
 - ⑤ 近隣に頑丈な建物(学校等)の高層階がある場合は、浸水の程度や状況に応じて避難誘導を行う。
 - ⑥ 住民の誘導は一刻を争うので、持ち物は最小限に制限して身軽にさせる。
 - ⑦ 避難誘導時は、傘や長い棒などを使って足元を確認しながら移動する。
- ※大人の膝くらいの深さ(約50cm)を超えると水圧で歩くのが非常に困難となり、流れが早いと20cmでも歩けなくなる。

(3) 土砂災害時の留意事項

- ① 所轄消防署と連携して、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の災害発生兆候等について調査活動を実施する。
- ② がけ崩れ危険箇所では、がけからの土砂の落下、擁壁のふくらみ・亀裂、排水施設の崩壊などの状態を確認する。
- ③ がけ下道路の通行は努めて避け、やむを得ず通過する時は、落石、崩壊等に注意する。
- ④ 避難指示の発令に伴い、状況に応じて、住民に対して避難の巡回広報を実施する。
- ⑤ 救助を必要とする災害が発生したときは、所轄消防署の指示に基づき連携した活動を実施する。



« 土砂災害警戒情報 »

大雨による土砂災害から市民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域が指定されており、富山県土木部砂防課と富山地方気象台が災害発生のおそれが高いと判断した場合に「土砂災害警戒情報」が発令される。

土砂災害警戒情報は災害発生予想間の2~3時間前に警戒情報が発令される。

(4) 暴風災害時の留意事項

- ① 瓦や看板等の落下や飛散物があるため、保安帽を着用し、上方にも注意して行動する。
- ② 電柱が傾斜したり倒れている場合は、垂れ下がっている電線に注意し、感電しないようにする。
- ③ 倒木伐採作業時は、器具の点検を十分に行い、切り倒す直前には、大声を出して付近の隊員に合図し、その退避を確かめ伐採者も安全な位置に退避する。

(5) 積雪時の留意事項

- ① 積雪時は、ポンプ車の出動に支障がないよう車庫前の除雪と、自宅周辺に設置された消防水利の除雪を行い、ポンプ車にスコップを積載する。
- ② 積雪により道路上が圧雪・凍結状態等の時は、チェーンを装着して走行する。特に坂道、橋架を通過する時等は、スリップ事故に十分注意する。
- ③ 消火活動(放水)後のポンプ車は、ドレンから水抜きを完全に行うとともに、ポンプ内、及びコック等に不凍液を循環させる。

« 二次災害から身を守るポイント »

ア 必要な情報を収集する

風水害は、土砂の崩落、増水等による二次災害の危険があるため、災害の状況気象条件、地形等の消防活動上必要な情報を収集し、現場を十分に把握するよう努める。

イ 監視員を配置する

二次災害防止のため、活動範囲に応じて監視員を適宜配置する。
また、隊員は単独行動を絶対行わない。

ウ 危険排除に努める

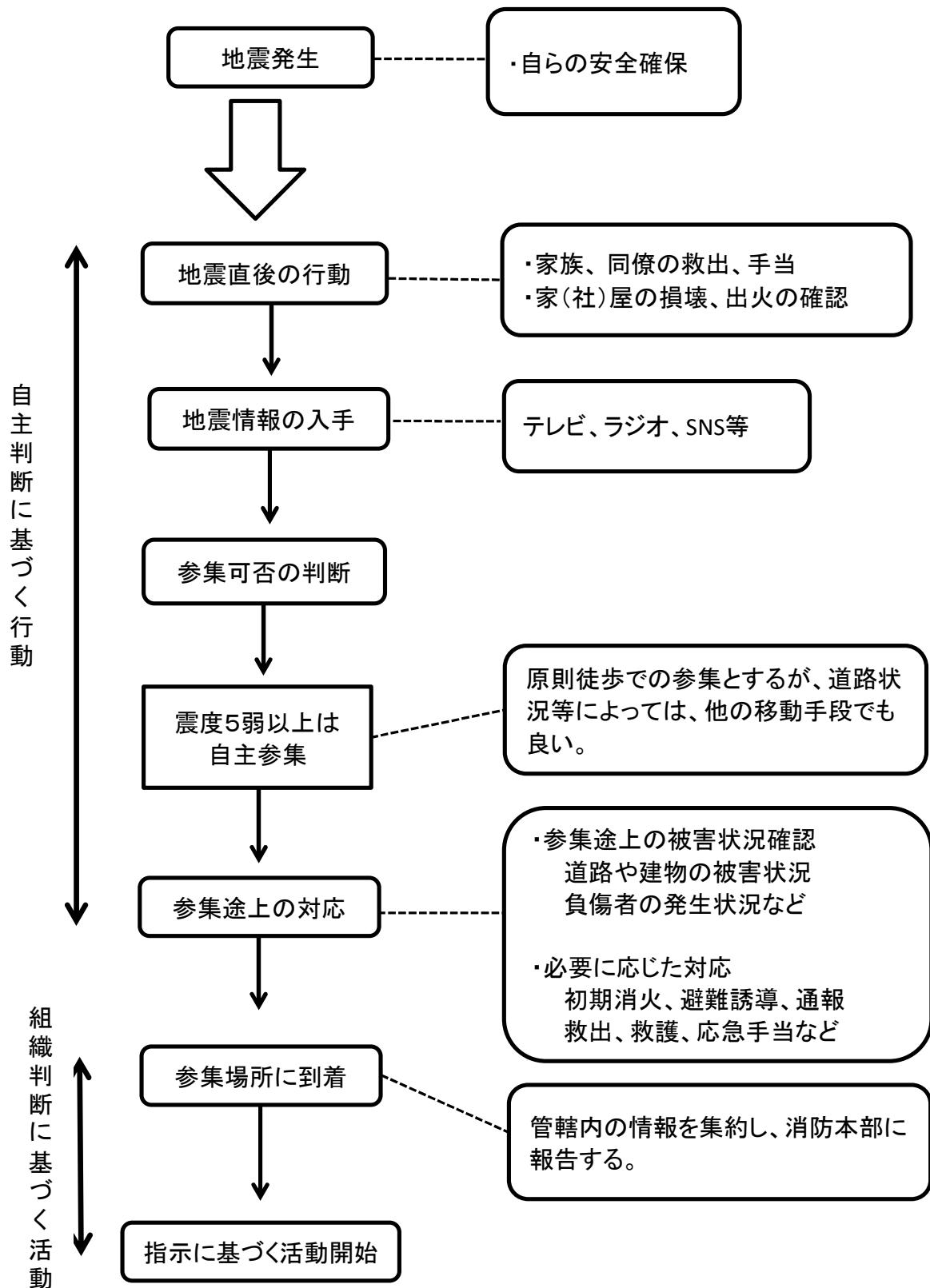
救助実施時は、必要に応じて墜落制止用具等で身体を確保する。
また、崩壊しそうな土砂、落石は事前にできる限り排除する。

エ 疲労による注意力散漫を防止する。

消防活動が長時間にわたる時は、疲労による注意力の散漫による事故を防止するため作業を隨時交代し、活動しない隊員は安全な場所で待機する。

3 地震編

(1) 地震発生時の基本行動手順



(2) 発生直後の留意事項

- ① 落下物、建物倒壊等から身を守り、揺れが収またら家族・同僚の安否確認を行う。



- ② テレビ、ラジオ等(気象庁のウェブサイト、防災アプリ)で地震の震度、及び津波の有無を確認する。
- ③ 大規模地震の後には必ず余震があると心得て、建物等への進入については特に注意する。
- ④ 近隣住民に対し、火の始末、ガスの元栓閉止、ブレーカー切断等出火防止を呼びかける

(3) 非常参集時の留意事項

- ① 市内で震度5弱以上の揺れを感じた場合、団長は消防本部、副団長は所轄の消防署、分団員は屯所に速やかに参集する「非常警戒体制」をとる。
- ② 参集に際しては、道路・橋の状況、木造家屋の密集地、山・がけ崩れの危険箇所、樹木・ブロック塀の倒壊など被害状況を積極的に収集し、消防本部に報告するよう努める。
- ③ 震度5弱以上の場合、自動車は交通渋滞の原因となるので、原則徒步での参集とするが、道路状況等によっては、他の移動手段でも良い。



- ④ 参集途中で災害を目撃した場合、直ちに通報するとともに、速やかに処置可能と判断できる場合や緊急を要する場合に限り、付近住民に協力を求め被災者の安全を確保した上で参集する。
- ⑤ 常に所在を明確にしておき、自己又は家族に危険が迫っている時や、遠隔地にいるなど参集が困難な場合には、分団長等に連絡する。

(4) 参集後の行動

- ① 参集後即活動ではなく、屯所施設、ポンプ車等の被害状況を確認して、ポンプ車を車庫前に移動させる。
- ② 団員の参集状況を把握し、消火、救助活動等に必要な資機材を点検準備するとともに、部隊を編成して出動体制を整える。
- ③ 参集途上に把握した管内の家屋、樹木、電柱の倒壊など通行障害の情報を集約し、安全な出動・避難経路を確認する。
- ④ 参集・被害状況は、地震発生後概ね30分以内に消防本部へ報告する。
なお、被害状況は、可能な限り記録撮影する。(消防庁映像共有システム等)
- ⑤ 自主防災会や付近民と連携して、災害弱者若しくは避難行動要支援者または要配慮者の安否確認と避難誘導を行う。



- ⑥ 災害現場へ出動する時は、現場到着までの出動経路を確認して、徐行運転や誘導員を配置し、事故防止に努める。
- ⑦ 火災時の水利部署は、消火栓の断水を想定して防火水槽、自然水利を選択する。

(5) 津波警報発令時の留意事項

- ① 津波ハザードマップの被害状況や避難経路等を把握しておくほか、地域ごとの津波による被害想定、地震発生から津波到着までの想定時間、緊急避難場所及び避難路をあらかじめ整理しておく。
- ② 津波は第1波、第2波と押し寄せてくる事から、津波の襲来が予測される地区的分団は、原則として津波警報が解除されるまで無理な参集は行わず、避難先で可能な活動にあたる。
- ③ 津波浸水想定地域で活動を行う際には、必ず救命胴衣を着用する。
- ④ 避難広報等は、原則車両で行うこととし、2名以上で乗車し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等を警戒する。また、常に高台等への避難ルートを念頭において活動する。

- ⑤ 車両から離れて活動する場合は、原則として、1名は車両待機し、無線、ラジオ等での情報収集等、周囲の状況把握を行う。車両はでき得る限り見晴らしのよい所に停車させ、直ちに退避できるように停車位置や向きに配慮する。また、2名以上で行動し、救命胴衣を着用する。原則として、車両拡声機のサイレン音が聞こえる範囲で活動する。
- ⑥ 海面監視を行う場合は、安全な高台等で行うことを原則とする。

4 その 他

(1) 国民保護計画への対応

- ① 国民保護計画が対象とする事態は、武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態及び、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は、当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った次の事態を対象とする。

≪対象事態≫

- ア 着上陸侵攻
- イ ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ウ 弾道ミサイル攻撃
- エ 航空部隊
- オ NBC攻撃
- カ 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
(石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設・危険物積載船)
- キ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
(大規模集客施設・駅・列車)

- ② 武力攻撃事態等の対処は、消防長または消防署長の所轄の下で、消防団が所有する装備・資器材等の活動能力に応じ地域の実情に即した活動を行う。特に火災が発生している場合は、火災の制圧を最優先とし活動する。
- ③ 参集時は、家族等に対して必要な指示及び措置を行い、屯所に参集する。なお、参集途上において、参集場所に安全に参集できないと判断した場合は、参集を一時保留し、自己の安全を確保する。
- ④ 消火等の活動は、現有の装備、資機材により実施し、武力攻撃災害等に伴う化学剤、生物剤、放射性物質などによる災害が発生した場合は、消防署隊の後方支援活動をする。
- ⑤ 住民の避難誘導は、必要に応じて避難経路の要所に団員を配置し、危険箇所を明示するなど、安全管理に配慮する。

(2) 原子力災害への対応

石川県で原子力災害が発生した場合は、射水市が避難先となるため、団本部及び関係機関と連携して、住民の受入れに協力する。

(3) 消防団参集基準

	役職	火 灾	風 水 害	地 震
本 団	団 長	市内で発生した 建物火災で 炎上している事案 ↓ 《火災現場へ自主参集》 ↓ 現場指揮本部へ参画	① 1時間の降雨量が、50ミリ以上で 市内で被害が複数発生している時、 又は市が「警戒レベル3」以上を発 令した時 ② 最大風速25m以上の台風が県内を 暴風圏内で通過すると予測された時 ③ 庄川、小矢部川、下条川、和田川、 新堀川の水位が、氾濫注意水位を 超えた時 ↓ 《右記のとおり自主参集》 ↓ 分団へ活動指示	市内の震度が 5弱以上 ↓ 《消防本部へ自主参集》 ↓ 方面団へ活動指示
	方面団長	管轄内で発生した、火災事案 ↓ 《火災現場へ自主参集》 ↓ 現場指揮本部へ参画		市内の震度が 5弱以上 ↓ 《管轄署へ自主参集》 ↓ 分団へ活動指示
	方面副団長			
分 団	分団長	第一出動区域の火災の場合 (車両火災を除く) ↓ 《7分団》 が現場へ出動	上記 ①の場合 ↓ 《屯所に自主参集し、広報及び警戒活動実施》	市内の震度が 5弱以上 ↓ ※ 家族の身の安全を確認後
	副分団長	第二出動区域の火災の場合 (車両火災を除く) ↓ 《6分団》 が屯所で待機 ↓ (消防本部の要請により出動)	上記②の場合 ↓ 《班長以上が屯所へ自主参集》 ↓ 本団の指示により隊編成	《各分団屯所へ自主参集》 ↓
	部 長	第三出動区域の火災の場合 (車両火災を除く) ↓ 《13分団》 が自宅待機する	上記③の場合 ↓ 《管轄分団員は屯所に自主参集し、 広報及び警戒活動実施》	本団の指示により隊編成して出動
	班 長			
	団 員			

※ 「分団への活動指示」、「本団の指示」 等は、消防本部より無線、メール等で発せられます。

(4) 消防団火災出動区域

出動区分		第1出動						
出動区域		1	2	3	4	5	6	7
1	放生津	放生津	新湊	片口	庄西	作道	海老江	堀岡
2	新湊	新湊	庄西	放生津	塚原	作道	片口	堀岡
3	庄西	庄西	新湊	放生津	塚原	作道	大島	大門
4	塚原	塚原	作道	大島	大門	新湊	大江	片口
5	作道	作道	塚原	片口	大江	放生津	三ヶ	大島
6	片口	片口	七美	作道	大江	堀岡	海老江	下
7	七美	七美	海老江	片口	下	堀岡	本江	大江
8	堀岡	堀岡	海老江	七美	片口	放生津	下	本江
9	海老江	海老江	七美	堀岡	下	本江	片口	放生津
10	本江	本江	海老江	七美	下	堀岡	片口	大江
11	戸破	戸破	三ヶ	太閤山	大江	黒河	橋下条	池多
12	三ヶ	三ヶ	戸破	橋下条	太閤山	作道	大江	大島
13	橋下条	橋下条	水戸田	中南	金山	太閤山	三ヶ	戸破
14	金山	金山	水戸田	橋下条	中南	櫛田	池多	黒河
15	大江	大江	三ヶ	作道	片口	下	七美	戸破
16	黒河	黒河	太閤山	戸破	池多	中南	橋下条	金山
17	池多	池多	黒河	太閤山	戸破	中南	橋下条	金山
18	太閤山	太閤山	橋下条	戸破	中南	黒河	水戸田	池多
19	中南太閤山	中南	太閤山	橋下条	戸破	黒河	池多	金山
20	大門	大門	二口	浅井	大島	水戸田	櫛田	塚原
21	櫛田	櫛田	水戸田	浅井	金山	橋下条	二口	大門
22	浅井	浅井	櫛田	二口	大門	水戸田	大島	橋下条
23	水戸田	水戸田	橋下条	浅井	櫛田	二口	金山	中南
24	二口	二口	大門	大島	浅井	水戸田	橋下条	櫛田
25	大島	大島	大門	二口	作道	塚原	三ヶ	浅井
26	下	下	七美	海老江	大江	本江	片口	堀岡

第2出動						
1	2	3	4	5	6	7
塚原	七美	大江	三ヶ	大島	下	
大江	大島	大門	海老江	三ヶ	七美	
片口	大江	海老江	浅井	三ヶ	七美	
庄西	二口	放生津	三ヶ	浅井	橋下条	
橋下条	新湊	下	大門	水戸田	二口	
三ヶ	放生津	戸破	本江	塚原	新湊	
作道	三ヶ	放生津	黒河	塚原	池多	
大江	作道	三ヶ	新湊	黒河	塚原	
大江	作道	三ヶ	新湊	黒河	戸破	
作道	放生津	三ヶ	黒河	戸破	新湊	
作道	中南	水戸田	片口	大島	二口	
黒河	水戸田	中南	二口	大門	金山	
黒河	櫛田	浅井	二口	池多	大門	
太閤山	二口	三ヶ	戸破	浅井	大門	
黒河	海老江	太閤山	池多	本江	中南	
大江	三ヶ	水戸田	下	櫛田	浅井	
大江	三ヶ	水戸田	下	作道	片口	
金山	三ヶ	二口	浅井	櫛田	大江	
水戸田	三ヶ	櫛田	浅井	大江	二口	
橋下条	三ヶ	太閤山	戸破	作道	中南	
中南	大島	太閤山	黒河	三ヶ	戸破	
金山	中南	太閤山	塚原	三ヶ	戸破	
大門	二口	浅井	大島	水戸田	大島	
櫛田	水戸田	浅井	金山	橋下条	二口	
浅井	櫛田	二口	大門	水戸田	大島	
水戸田	橋下条	浅井	櫛田	二口	大島	
太閤山	三ヶ	戸破	中南	金山	作道	
橋下条	水戸田	戸破	太閤山	中南	大江	
作道	三ヶ	戸破	黒河	池多	太閤山	

第3出動(待機)												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
本江	橋下条	大門	太閤山	水戸田	中南	黒河	戸破	二口	金山	池多	浅井	櫛田
二口	浅井	下	橋下条	本江	水戸田	中南	太閱山	戸破	黒河	櫛田	池多	金山
堀岡	二口	水戸田	櫛田	太閱山	戸破	橋下条	下	本江	中南	金山	黒河	池多
水戸田	太閱山	戸破	七美	中南	下	櫛田	黒河	金山	堀岡	海老江	池多	本江
戸破	庄西	七美	太閱山	中南	海老江	堀岡	黒河	浅井	池多	金山	櫛田	本江
黒河	太閱山	池多	大島	中南	橋下条	大門	水戸田	庄西	二口	金山	浅井	櫛田
新湊	戸破	太閱山	中南	大島	庄西	大門	橋下条	金山	二口	水戸田	浅井	櫛田
池多	太閱山	戸破	庄西	大島	中南	橋下条	水戸田	金山	二口	大門	櫛田	浅井
池多	太閱山	塚原	庄西	橋下条	中南	大島	金山	水戸田	大門	二口	櫛田	浅井
池多	太閱山	塚原	中南	水戸田	橋下条	庄西	櫛田	大島	金山	大門	二口	浅井
大門	金山	浅井	下	七美	櫛田	堀岡	海老江	本江	塚原	放生津	新湊	庄西
片口	池多	浅井	塚原	櫛田	下	七美	放生津	海老江	堀岡	本江	新湊	庄西
大島	作道	大江	塚原	片口	放生津	下	七美	海老江	新湊	堀岡	本江	庄西
大江	片口	大島	作道	塚原	下	新湊	放生津	七美	海老江	堀岡	本江	庄西
塚原	大島	橋下条	堀岡	金山	水戸田	二口	放生津	大門	浅井	新湊	櫛田	庄西
作道	二口	片口	大島	七美	大門	海老江	堀岡	本江	塚原	放生津	新湊	庄西
七美	浅井	櫛田	二口	大島	堀岡	大門	海老江	本江	塚原	放生津	新湊	庄西
大島	大門	作道	片口	下	七美	堀岡	塚原	海老江	放生津	本江	新湊	庄西
下	大門	作道	大島	片口	七美	海老江	堀岡	塚原	本江	放生津	新湊	庄西
金山	庄西	黒河	大江	新湊	池多	片口	放生津	七美	下	海老江	堀岡	本江
池多	作道	塚原	大江	片口	庄西	放生津	新湊	下	七美	堀岡	本江	海老江
黒河	作道	池多	庄西	大江	新湊	片口	放生津	下	七美	海老江	堀岡	本江
池多	作道	大江	塚原	片口	放生津	七美	下	新湊	庄西	海老江	本江	堀岡
黒河	塚原	大江	池多	新湊	片口	放生津	庄西	下	七美	堀岡	海老江	本江
櫛田	黒河	金山	片口	新湊	庄西	放生津	池多	下	七美	堀岡	海老江	本江
中南	塚原	放生津	橋下条	大島	金山	水戸田	新湊	大門	二口	庄西	浅井	櫛田

(5) 水防警報発令時の対応について

① 消防団の活動

・氾濫注意水位 管轄分団に出動要請(無線、メール又はFAX)

『管轄分団員は屯所に自主収集し、広報及び警戒活動実施』

※和田川水門操作については別に定めあり。(担当分団 浅井分団、大門分団)

警戒水位表

河川名	庄川	小矢部川	下条川	和田川	※1新堀川
関係機関	国土交通省 富山河川国道事務所	国土交通省 富山河川国道事務所	高岡土木センター	高岡土木センター	
水位観測場所	大門大橋	長江(高岡市)	駅南大橋	本江	
①水防団待機水位	5.00m	5.00m	1.5m	3.0m	
②氾濫注意水位	5.50m	5.80m	2.6m	3.5m	
③避難判断水位	7.40m	6.90m	3.1m	3.7m	
④氾濫危険水位	7.70m	7.30m	3.8m	4.3m	
出動分団	新湊 庄西 塚原 大門 浅井 大島	※2庄西	片口 戸破 三ヶ 橋下条 金山 大江	大門 櫛田 浅井 水戸田 二口	七美 大江 下

※1 新堀川の出動(分団)は、両署所の警戒・調査後必要と認めたとき

※2 新湊署所が、必要と認めたとき

② 解散基準

下記のいずれかに該当した場合。(無線、メール又はFAX)

ア 消防長が災害の収束を認めたとき。

イ 大雨、洪水などの気象警報が解除され、各河川の基準水位が氾濫注意水位を下回ったとき

ウ 災害対策本部が解散されたとき。

(6) 警戒レベル発令時の対応について

① 警戒レベル発令

射水市役所総務課防災危機管理班が大雨等により、警戒レベル3に該当すると判断した時点で避難所の開設を行い、市からの緊急情報メールが送られてくる。

② 分団の出動基準

- ア 警戒レベル3が発令されたとき。
- イ 土砂災害警戒情報を受信したとき。(無線、メール又はFAX)
- ウ 警戒レベルの一覧表

避難情報等	居住者等がとるべき行動等	分団
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (市が発令)	●発令される状況:災害発生または切迫 ●居住者等がとるべき行動:直ちに安全確保	
【警戒レベル4】 避難指示 (市が発令)	●発令される状況:災害のおそれが高い ●居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員退避(避難所への移動又は屋内の高所へ移動)	出動 (管轄地区)
【警戒レベル3】 高齢者避難 (市が発令)	●発令される状況:災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動:危険な場所から高齢者等(避難に時間を要する人)は避難 それ以外は避難準備又は自主的に避難	
【警戒レベル2】 大雨、洪水、高潮注意報 (気象庁が発表)	●発令される状況:気象情報悪化 ●居住者等がとるべき行動:自らの避難行動を確認	
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発令される状況:今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動:災害への心構えを高める	

※内閣府「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改訂)

③ 分団の活動

管轄地区の分団は出動、広報及び警戒活動を実施。

④ 伝達方法(出動要請、災害情報の続報、解散)

無線及びメール

⑤ 解散基準

下記のいずれかに該当した場合。(無線、メール又はFAX)

- ア 消防長が災害の収束を認めたとき。
- イ 大雨、洪水などの気象警報が解除されたとき。
- ウ 災害対策本部が解散されたとき。

(7) 消防団活動報告

様式第12号(第6条関係) **消防団活動報告**

() 分団				
<u>月 日 災害場所</u>				
<input type="checkbox"/> 出動した[]人(時間 : ~ :)				
氏名				
【活動内容】				
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; width: 150px; height: 50px; margin: 0 auto;"></div>				
<ul style="list-style-type: none"> ・放水[有・無] []線放水 []分間 ・水利等 消火栓 [No.] 防火水槽 [No.] 自然水利 [] その他 [] ・ホース 1線[]本 2線[]本 分岐使用[有・無] 				
<input type="checkbox"/> 待機した[]人(時間 : ~ :)				
氏名				
備考(負傷者、資機材の破損等)				

※必要事項を記入し、すみやかにFAX送信願います。

FAX 射水消防署 56-9543 新湊消防署 82-6826